

平成28年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	障害児施設措置・給付			担当部局庁	社会・援護局 障害保健福祉部			作成責任者		
事業開始年度	昭和23年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	障害福祉課障害児・発達障害者支援室			津曲 共和		
会計区分	一般会計									
根拠法令(具体的な条項も記載)	児童福祉法第53条			関係する計画、通知等	障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について等					
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	社会保障					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	障害児入所施設等において、障害のある児童に対する保護、訓練等を行い、もって、障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	別紙のとおり									
実施方法	負担									
予算額・執行額(単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
	予算の状況	当初予算	67,100	89,727	112,041	145,799				
		補正予算	-	89	92	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	14,913	13,970	19,112	-				
	計		82,013	103,786	131,245	145,799	0			
	執行額		82,012	102,362	129,107					
執行率(%)		100%	99%	98%						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	障害のある児童に対する保護、訓練等により障害児の福祉の向上を図るため、必要な予算の確実な執行(執行率100%)を目標とする。		成果実績	百万円	82,012	102,362	129,107	-	-	
			目標値	百万円	67,100	89,727	112,041	-	145,799	
			達成度	%	122	115	115	-	-	
		予算の執行率(交付決定)								
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	施設利用人員(措置人員:月)		活動実績	人	59,992	76,414	精査中	-		
			当初見込み	人	60,586	63,371	66,349	68,937		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	施設利用人員(契約人員:日)		活動実績	人	15,071,096	21,586,786	精査中	-		
			当初見込み	人	6,257,587	16,959,336	21,707,950	23,444,586		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	x:「国庫補助確定額(措置)」/y:「措置人員」		単位当たりコスト	円/月・人	181,714	180,307	精査中	-		
			計算式	x/y	10,901,382,272/59,992	11,426,249,908/63,371	精査中	精査中		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	x:「国庫補助確定額(契約)」/y:「契約人員」		単位当たりコスト	円/月・人	4,567	5,311	精査中	-		
			計算式	x/y	68,826,716,905/15,071,096	90,063,086,111/16,959,336	精査中	精査中		

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	障害児入所給付費等負担金	139,457		
	障害児入所医療費等負担金	6,342		
	計	145,799	0	
事業所管部局による点検・改善				
	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本負担については、障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する法律に義務づけられた経費を支弁するものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本負担については、法律で国の負担が義務づけられている。また、制度的に全国、同じ内容・水準で実施すべきであるため、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本負担については、障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する法律に義務づけられた経費を支弁するものであるため、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-		
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	本負担金については、障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する必要な経費を支弁するものであり、国として妥当な水準を設定している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本負担金については、障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する必要な経費を支弁するものに限定している。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	平成27年度障害福祉サービス等報酬改定においては、事業所の経営実態調査の結果を踏まえた適正化を図るとともに、質の高い支援をより評価する等の重点化を行った。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績は、ほぼ見込み通りとなっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	精査中	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	
	厚生労働省(雇用均等・児童家庭局)	682	児童保護費等負担金	
		本事業は障害児入所施設等において、障害のある児童に対する保護、訓練等を行い、障害児の福祉の向上を図ることを目的としているが、この関連事業は社会的養護を必要とする児童等を児童養護施設等に入所又は里親に委託する措置等を行い、家庭的な環境の中できめ細やかなケアを行うなど、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援することを目的としているため、分野が分かれている。		
点検・改善結果	点検結果	本負担金については障害児入所施設に入所等した児童の保護、育成に要する法律に義務づけられた経費を支弁するものであり、成果実績、活動実績は見込みに合ったものとなっている。また、経費についても、障害児入所施設に入所等した児童の保護、育成に要するものに限定していることから、適切である。		
	改善の方向性	平成27年度障害福祉サービス等報酬改定においては、事業所の経営実態調査の結果を踏まえた適正化を図るとともに、質の高い支援をより評価する等の重点化を行ったところであり、これも踏まえつつ、平成28年度においても引き続き予算の適正な執行に努める。		

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

本負担金は、障害児入所施設に入所等した児童の保護、育成に要する法律に義務づけられた経費を支弁するものであり、事業として一貫したものであるため、1シートにより作成した。
また、各都道府県等の実績を集計し、支出先の上位団体の各支出額を明示した。

関連する過去のレビューシートの事業番号

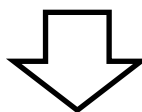
平成22年度	497	平成23年度	450	平成24年度	393	
平成25年度	754	平成26年度	752	平成27年度	735	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

(平成27年度実績見込み額)

厚生労働省 129,107百万円

〔障害児施設の入所等に要する費用について支弁〕



【負担】

A 都道府県・市町村(1,640)
129,107百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

事業名	事業内容
障害児通所・入所給付費等	<p>都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用の1/2を負担するもの。(児童福祉法第53条)</p> <p>○ 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設措置費 (入所) 虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用。 (通所) 障害児通所支援を必要とする障害児の保護者がやむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用。 ・障害児施設給付費 (入所) 契約により、障害児入所施設等を利用した場合に要する費用。 (通所) 契約により、障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用。 <p>○ 実施主体、負担率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所措置費・給付費 実施主体:市町村 負担率:1/2(負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4) ・障害児入所措置費・給付費 実施主体:都道府県、指定都市、児童相談所設置市 負担率:1/2(負担割合 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2) <p>※ 平成26年4月からの消費税増税に伴い、消費税財源が投入される社会保障4経費とその他の経費とを区別した執行管理を徹底する観点から、平成26年度から(目)児童保護費等負担金について、福祉経費に限定した(目)障害児入所給付費等負担金及び医療費経費に限定した(目)障害児入所医療費等負担金に分割を行った。</p>
障害児相談支援給付費	<p>○ 事業概要</p> <p>障害児の心身の状況等を勘案し、障害児の通所サービスに係る障害児支援利用計画を作成するとともに、障害児の通所サービスの利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直し等を行う。</p> <p>○ 実施主体:市町村</p> <p>○ 負担率:1/2(負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)</p>